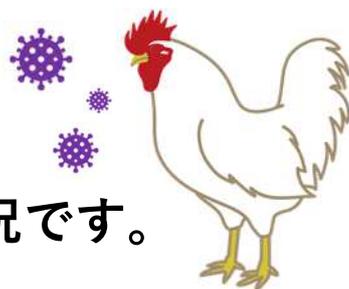


# 10月から家きんの一斉点検が始まります！

渡り鳥の飛来により、今シーズンも  
高病原性鳥インフルエンザウイルスが  
我が国に侵入するリスクは極めて高い状況です。



いま一度、

農場におけるウイルス侵入防止対策を強化しましょう！



## 一斉点検の要チェックポイント（家きん）

### ① 衛生管理区域に病原体を持ち込まない！

手指の洗浄・消毒をしていますか？

車両の消毒をしていますか？

→ タイヤの溝やタイヤハウスもしっかりと！

専用の衣服や靴の確実な着用ができていますか？

### ② 家きん舎に病原体を持ち込まない！

手指の洗浄・消毒をしていますか？

専用の靴の確実な着用ができていますか？

→ すのこ等を用いて履き替え時の交差汚染も防止！

### ③ 野生動物を近づけない！ 侵入させない！

防鳥ネット等は家きん舎のみでなく、堆肥舎等にも設置していますか？

→ 野鳥（カラスなど）が多い地域は特に注意！

破損箇所や開口部の隙間は速やかに補修していますか？

→ 集卵ベルトの開口部や堆肥舎も隙間がないように対策を！

→ 壁や金網、破損部位の補修はしっかりと！

→ 屋根裏内部やモニター開口部も破損がないか要確認！

ネズミや害虫の駆除は定期的に行っていますか？

家きんの異状を見つけた場合は、速やかに家畜保健衛生所に連絡を。

東濃家畜保健衛生所 TEL 0573-26-1111(内394)

時間外の場合は、警備室 0573-26-1114 にお電話ください。

# 10月からの家きんの一斉点検について ～電子申請が始まります～

令和6年10月から令和7年5月までの毎月1日、飼養衛生管理基準の遵守状況について自己点検をお願いします。

点検結果については家畜保健衛生所まで報告をいただきますが、今年から**電子申請による報告**が可能になります。

電子申請を行うには**農林水産省共通申請サービス**（通称 eMAFF）でのIDの取得、経営体情報と農場台帳の登録が必要です。

eMAFFについての詳細は、以下のサイトあるいは家畜保健衛生所までお問い合わせください。

今後は来年2月の**定期報告**（全家畜の所有者）等についても電子申請に移行されます。この機会にeMAFFの利用をお願いします！

## 電子申請によるメリット

### ◆ インターネット環境があればどこからでも提出できます

パソコン、スマホ等があれば自宅や農場から提出ができ、窓口への提出や郵送が不要に。  
※これまでどおり紙での報告も受け付けます。

### ◆ 過去の履歴を引用して報告書の作成ができます

提出されたデータが保存されるので、履歴から報告書の入力などが可能に。

## 農林水産省共通申請サービス（通称：eMAFF）

電子申請には**eMAFF IDの取得**が必要です。eMAFF ID取得の手続きをお願いいたします

詳しくは、<https://e.maff.go.jp/Inquiry>  
もしくは右のQRコードから



eMAFF・電子申請についてのお問い合わせは家畜保健衛生所まで

東濃家畜保健衛生所 TEL 0573-26-1111(内395)